

【情報館】・特にことわりのないものは6月1日(月)から申し込みを受け付けます。・費用などの記載がないものは無料です。

子どもの人権110番

専用相談電話で子どもからの相談を受け付けます。秘密は厳守します。受付時間 月～金曜日午前8時30分～午後5時15分

相談電話番号 ☎0120-0007-1110 (全国共通・無料)

IP電話からは接続できません。相談員 埼玉県人権擁護委員連合会 子ども人権委員会委員など

◆全国一斉強化週間

6月22日(月)から26日(金)は午後7時まで、6月27日(土)・28日(日)は午前10時から午後5時まで受け付けます。

お問い合わせ 地方方法務局人権擁護課 ☎048-8559-3507

ハチに注意!

スズメバチ類、アシナガバチ類は軒下、屋根裏、庭木などに巣を作ります。ハチの数が多くなる8月～9月ごろが最も危険です。



▲スズメバチの巣

ハチの巣を見つけた場合は、まずハチを刺激しないように巣の形状を観察し、スズメバチの巣(ボール状/写真)かアシナガバチの巣(じょうご状)

か区別してください。

スズメバチの巣の駆除は危険度が高いので専門業者に依頼することを勧めます。巣の駆除に要した費用は巣のある土地・家屋の所有者(管理者)または居住者の全額負担です。

アシナガバチの巣は自ら巣を駆除することが可能です。長袖を着用し活動が停止する日没後に専用の殺虫剤などで駆除することを勧めます。

駆除方法は市(「ハチ」で検索)でも紹介しています。

「はかり」の定期検査(西地区)

商品の販売、薬の調剤、健康診断書の発行など、取り引きまたは証明用に使用する「はかり」「分銅」「おもり」は、計量法に基づき、2年に1回市が行う定期検査を受ける必要があります。

以前受検された事業所には、郵送でお知らせします。

新規に「はかり」「分銅」「おもり」を取り引きや証明に使用する方はご連絡ください。

検査対象地区 所沢・吾妻・小手指・山口・三ヶ島地区

検査日/会場 6月3日(水)/三ヶ島まちづくりセンター

6月4日(木)/小手指まちづくりセンター

6月5日(金)/老人憩の家ところ荘

時間はいずれも午前10時～正午、午後1時～3時です。

留意事項 計量士の代検査を受検した場合、市が行う定期検査は免除。電気式(デジタル)はかりは別途、使用場所での検査。東地区は、平成28年に実施

消費生活センター ☎29926-1711

平成27年度要援護高齢者調査

民生委員・児童委員が6月～7月に訪問調査を行います。

対70歳以上の方、65～69歳で単身、高齢者のみ世帯など

調査目的 ①単身・日中単身・寝たきり・認知症など、日常生活で支援を必要とする高齢者の把握 ②地震などの大規模災害時に支援を必要とする高齢者の把握 ③高齢者福祉施策の実態把握など

◆平成26年度調査結果

Table with 2 columns: Category and Count. Includes rows for Single elderly, High elderly, etc.

※日中単身...家族が仕事や学校などで外出し、日中一人になってしまう方

秘密を厳守し、調査以外の目的には使用しません。ご理解とご協力をお願いします。

高齢者支援課 ☎2998-9120

戦没者などの遺族へ 第十回特別弔慰金を支給

戦没者(旧軍人、軍属など)の死亡当時の遺族

平成27年4月1日時点で「恩給法による公務扶助料」などを受ける方がいない場合に、先順位の遺族1人に支給します。

請求期間 平成27年4月1日～30年

4月2日 制度・請求手続き説明会

Table with 2 columns: Location and Date/Time. Lists various centers and their scheduled meeting times.

◎時間はいずれも1時間を予定しています。

請求書類は市役所1階福祉総務課説明会場で配布します。

建築物や屋外広告物の安全点検を実施してください

ビルの外壁タイルや看板などが落下する事故が多発しています。

建築物や屋外広告物の所有者や設置者は、同様の事故の再発を防止するため、定期的な安全点検を実施してください。

倒壊、落下の恐れのあるものは速やかに改修するなど、適正な管理をお願いします。

建築指導課 ☎2998-9180

所沢ネオポリス街づくり協定案の閲覧

案の位置・区域 所沢市大字下富字柳野、宇雪見原の各一部

案の概要 良好な低層住宅地としての住環境を維持、増進していくため建築物の用途、階数、高さの制限などを定める敷地の庭などは緑化に努める

案の閲覧 6月2日(火)～6月23日(火)

市役所2階都市計画課

資源物の持ち去り防止にご協力を!

皆さんが集積所に出した資源物(新聞、雑誌、びん、かん、小型家電製品など)は市の貴重な財源です。

資源物の持ち去りは条例で禁止していますが、集積所からの持ち去り行為が多発しています。集積所に設置する「持ち去り禁止看板」を配布していますので、ご利用ください。

◆集積所から運び出してよいのは...

市または市の委託を受けた専門業者、集団資源回収協力業者だけです。委託業者の車両には「所沢市委託収集車」または「所沢市集団資源回収協力車」と明記しています。また、午前8時30分より前に収集することはありません。

◆持ち去り行為を目撃したら...

持ち去り行為のあった日時・場所▶車両ナンバー、車種、色など▶持ち去り者の特徴▶持ち去った品目(新聞・びん・かんなど)の情報をお知らせください。

持ち去り者と接触するのは危険です。危険を感じた場合は、警察へ通報してください。

資源循環推進課 ☎2998-9146



開催

環境展示会

6月22日(月)～26日(金) 22日(月)は午前10時から、26日(金)は午後4時までです。

市役所1階市民ホール

環境問題や節電情報のパネル展示など

24日(水)～26日(金)の午前9時から、所沢市緑の基金にご協力いただいた方(毎日先着150人)にブルーベリーなどの苗木を差し上げます。

環境政策課 ☎2998-9133

第39回所沢市高齢者演芸大会

7月23日(木)午前10時～午後2時30分/市民文化センターミューズ中ホール

市内在住で60歳以上の個人・団体

10組(抽選)

留意事項 未出演の方を優先▶長生クラブ会員は各地区長生クラブ連合会へ申し込み

6月10日(水)までに、市役所1階

高齢者支援課 ☎2998-9120へ直接・電話